

令和 8 年村上市議会第 1 回臨時会会議録（第 1 号）

○議事日程 第 1 号

令和 8 年 5 月 1 5 日（金曜日） 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議長辞職の件
 - 第 4 議会選第 4 号 村上市議会議長選挙について
 - 第 5 副議長辞職の件
 - 第 6 議会選第 5 号 村上市議会副議長選挙について
 - 第 7 議会選第 1 号 村上市議会常任委員会委員の選任について
 - 第 8 議会選第 2 号 村上市議会運営委員会委員の選任について
 - 第 9 議会選第 3 号 村上市議会広報特別委員会委員の選任について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議長辞職の件
 - 日程第 4 議会選第 4 号 村上市議会議長選挙について
 - 日程第 5 副議長辞職の件
 - 日程第 6 議会選第 5 号 村上市議会副議長選挙について
 - 日程第 7 議会選第 1 号 村上市議会常任委員会委員の選任について
 - 日程第 8 議会選第 2 号 村上市議会運営委員会委員の選任について
 - 日程第 9 議会選第 3 号 村上市議会広報特別委員会委員の選任について
 - 追加日程第 1 議員発議第 4 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定について
 - 追加日程第 2 閉会中の継続調査について
-

○出席議員（19 名）

1 番	魚	野	ル	ミ	君	2 番	佐	藤	憲	昭	君	
3 番	野	村	美	佐	子	君	4 番	富	樫	光	七	君
5 番	上	村	正	朗	君	6 番	菅	井	晋	一	君	
7 番	富	樫	雅	男	君	8 番	高	田		晃	君	

9 番	小 杉 武 仁 君	1 0 番	河 村 幸 雄 君
1 1 番	渡 辺 昌 君	1 2 番	尾 形 修 平 君
1 3 番	鈴 木 一 之 君	1 4 番	鈴 木 い せ 子 君
1 5 番	川 村 敏 晴 君	1 6 番	姫 路 敏 君
1 7 番	長 谷 川 孝 君	1 8 番	大 滝 国 吉 君
2 0 番	三 田 敏 秋 君		

○欠席議員（1 名）

1 9 番	山 田 勉 君
-------	---------

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	大 滝 敏 文 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
総 務 課 長	太 田 秀 哉 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
企 画 戦 略 課 長	山 田 美 和 子 君
むらかみ暮らし 推 進 課 長	田 中 和 仁 君
税 務 課 長	永 田 満 君
市 民 課 長	小 川 一 幸 君
環 境 課 長	富 樫 充 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
介 護 高 齢 課 長	土 田 孝 君
福 祉 課 長	石 田 浩 二 君
こ ど も 課 長	高 橋 朗 君
農 業 政 策 長	本 間 研 二 君
林 業 水 産 長	伊 藤 幸 夫 君
地 域 経 済 長	大 滝 豊 君
観 光 課 長	山 田 昌 実 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
都 市 計 画 課 長	忠 康 博 君

上下水道課長	稲垣秀和君
会計管理者	百武靖之君
農業委員会長	東敏之君
選管・監査長	前川龍也君
消防長	瀬賀誠君
学校教育課長	小平智也君
生涯学習課長	平祐子君
荒川支所長	阿部正昭君
神林支所長	志田淳一君
朝日支所長	五十嵐忠幸君
山北支所長	森山治人君

○事務局職員出席者

事務局 長	内山治夫
事務局 次長	鈴木渉
書 記	河内真人

午前１０時００分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。欠席の者１名で、山田勉君からは病気療養のため欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから令和８年第１回臨時会を開会いたします。

本日の会議は、配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、８番、高田晃君、13番、鈴木一之君を指名いたします。御了承願います。

日程第２ 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る５月８日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいた結果、本日１日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日間と決定をいたしました。

日程第３ 議長辞職の件

○議長（三田敏秋君） 日程第３、議長辞職の件を議題といたします。

これより私、一身上の事件に関しますので、除斥のため退席することとし、副議長と交代をいたします。

暫時休憩といたします。

午前１０時０１分 休 憩

〔議長、副議長と交代〕

〔20番 三田敏秋君退席〕

午前１０時０３分 開 議

○副議長（大滝国吉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長、三田敏秋君から議長の辞職願が提出されておりますので、その辞職願を朗読させます。事務局長に朗読願います。

〔事務局長 内山治夫君登壇〕

○事務局長（内山治夫君） それでは、命により朗読いたします。

辞職願。村上市議会議長、三田敏秋。

このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和8年5月15日、村上市議会副議長、大滝国吉様。

以上でございます。

○副議長（大滝国吉君） お諮りいたします。

三田敏秋君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大滝国吉君） 異議なしと認め、よって三田敏秋君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

三田敏秋君を入場させてください。

〔20番 三田敏秋君入場〕

○副議長（大滝国吉君） 三田敏秋君に申し上げます。

願い出のありました議長辞職につきましては、ただいま許可することに決定いたしましたので、お知らせします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時40分 開 議

○副議長（大滝国吉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 議会選第4号 村上市議会議長選挙について

○副議長（大滝国吉君） 日程第4、議会選第4号 村上市議会議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大滝国吉君） ただいまの出席議員数は19名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大滝国吉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大滝国吉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（大滝国吉君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○副議長（大滝国吉君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大滝国吉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（大滝国吉君） 開票を行います。

開票立会人は、会議規則第31条第2項の規定によって、8番、高田晃君、13番、鈴木一之君を指名いたします。

両者の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（大滝国吉君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち有効投票19票、無効なし。

有効投票中、三田敏秋君 14票

菅井晋一君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、三田敏秋君が村上市議会議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました三田敏秋君が議場におります。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

三田敏秋君から議長就任の御挨拶をお願いします。

三田敏秋君。

〔20番 三田敏秋君登壇〕

○20番（三田敏秋君） ただいまは、議員多数の皆様の御推挙によりまして議長に再任をさせていただきました。改めて厚く御礼を申し上げます。この重責に非常に緊張感を持っております。また、長く議長を務めさせていただいておりました。初心を忘れることなく、緊張感を持って、そして身

命を賭してその職責を全うしてまいる所存でございます。議員各位におかれましては、何とぞ御支援、御協力をお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（大滝国吉君） 午前11時5分まで休憩とします。

午前10時52分 休 憩

〔副議長、議長と交代〕

午前11時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 副議長辞職の件

○議長（三田敏秋君） 日程第5、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大滝国吉君は除斥の対象となりますので、退席を求めます。
暫時休憩いたします。

午前11時05分 休 憩

〔18番 大滝国吉君退席〕

午前11時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長、大滝国吉君から副議長の辞職願が提出されております。

その辞職願を朗読させます。

事務局長は朗読願います。

〔事務局長 内山治夫君登壇〕

○事務局長（内山治夫君） それでは、命により朗読いたします。

辞職願。村上市議会副議長、大滝国吉。

このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和8年5月15日、村上市議会議長、三田敏秋様。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） お諮りをいたします。

大滝国吉君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、大滝国吉君の副議長辞職を許可することに決しました。

大滝国吉君を入場させてください。

〔18番 大滝国吉君入場〕

○議長（三田敏秋君） 大滝国吉君に申し上げます。

願ひ出のありました副議長辞職につきましては、ただいま許可することに決定をいたしましたので、お知らせをいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 08 分 休 憩

午前 11 時 32 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 6 議会選第 5 号 村上市議会副議長選挙について

○議長（三田敏秋君） 日程第 6、議会選第 5 号 村上市議会副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は 19 名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、会議規則第31条第2項の規定によって、8番、高田晃君、13番、鈴木一之君を指名いたします。

両君の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票19票、無効なし。

有効投票中、大滝国吉君 14票

上村正朗君 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、大滝国吉君が村上市議会副議長に当選をいたしました。

ただいま副議長に当選された大滝国吉君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

大滝国吉君から副議長就任の御挨拶をお願いします。

大滝国吉君。

〔18番 大滝国吉君登壇〕

○18番（大滝国吉君） ただいま多くの皆さんから御推挙され、副議長に当選させていただきました。

誠にありがとうございます。議会の一翼を担う副議長として、重責に改めて身の引き締まる思いでございます。本市では、人口減少や地域医療、産業振興、防災対策など課題が山積しております。

私は、これらの課題に対し、議長をはじめ議員各位と力を合わせ、議会一丸となって取り組んでまいり所存でございます。市民の皆様から信頼され、身近に感じていただける村上市議会となるよう、微力ではありますが、全力を尽くしてまいり所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻のほど賜りますよう心からお願いを申し上げまして御礼といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

日程第7 議会選第1号 村上市議会常任委員会委員の選任について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議会選第1号 村上市議会常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定によって、

総務文教常任委員会委員に

尾 形 修 平 君 魚 野 ル ミ さん
大 滝 国 吉 君 上 村 正 朗 君
富 樫 光 七 君 佐 藤 憲 昭 君
渡 辺 昌 君を

市民厚生常任委員会委員に

長谷川 孝 君 鈴 木 一 之 君
菅 井 晋 一 君 山 田 勉 君
高 田 晃 君 野 村 美佐子 さん

そして、私、三田敏秋

経済建設常任委員会委員に

小 杉 武 仁 君 鈴 木 いせ子 さん
河 村 幸 雄 君 姫 路 敏 君
川 村 敏 晴 君 富 樫 雅 男 君を

一般会計予算決算常任委員会委員には全議員をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が各常任委員会委員に選任されました。

これから総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会、経済建設常任委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。休憩中に、委員会条例第10条第1項の規定によって各常任委員会を招集します。各常任委員会は、正副委員長が決まり次第、議長宛てに報告をお願いいたします。なお、一般会計予算決算常任委員会の正副委員長につきましては、一般会計予算決算常任委員会運営要綱の第2条の規定により、委員長には副議長、副委員長には総務文教常任委員長に就任をいただきますので、御承知おきください。各常任委員会の開会時刻は11時50分といたします。招集場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室、市民厚生常任委員会は第2委員会室、経済建設常任委員会は議長室といたします。

それでは、正副委員長が決まりますまで、午後1時15分まで休憩といたしますので、よろしくお願ひします。

午前 1 1 時 4 4 分 休 憩

午後 1 時 1 5 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。その当選報告書が提出さ

れておりますので、報告をいたします。

総務文教常任委員長に渡辺昌君、副委員長に魚野ルミさん。

市民厚生常任委員長に鈴木一之君、副委員長に菅井晋一君。

経済建設常任委員長に小杉武仁君、副委員長に川村敏晴君。

以上のとおりです。

各常任委員長から就任の御挨拶をお願いいたします。

最初に、総務文教常任委員長、渡辺昌君。

〔総務文教常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○総務文教常任委員長（渡辺 昌君） 先ほど開かれました総務文教常任委員会におきまして委員長に選任されました渡辺昌であります。大変身の引き締まる思いであります。委員の皆様のご御理解と御協力の下、円滑な委員会運営ができますよう努めてまいります。皆様には今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。2年間どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 次に、市民厚生常任委員長、鈴木一之君。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま御紹介いただきました市民厚生常任委員会委員長の高志会の鈴木一之でございます。引き続きこの重責を担わせていただきながら、皆様方の御協力と御支援を賜りながらこれから進めさせていただきたいと思っております。私どもは、本当に共生社会実現、そしてまた共創社会に向けて新たな船出ということでありまして、山積している懸案事項もあります。そして、お子様からお年寄りの方々までの生活設計の中でもなくてはならないポジションであると思っておりますし、公共の福祉のためにも全力で皆様方のお知恵を拝借させていただきながら前へ進んでいかせていただければと思っておりますので、何とぞこれからも変わらぬ御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、就任の御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 最後に、経済建設常任委員長、小杉武仁君。

〔経済建設常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○経済建設常任委員長（小杉武仁君） 先ほど開催されました経済建設常任委員会において、委員各位の御推挙をいただき、委員長に就任いたしました小杉武仁でございます。委員長は2年ぶりとなりますけれども、大役を仰せつかり、責任の重さを痛感しておるところでございます。委員会では、公平かつ円滑な運営を目指し、委員相互の連携を図りつつ、さらなる市勢発展につながるよう、微力ではありますが、職務を全うしてまいりたいというふうに存じております。今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻をお願いいたしまして就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

日程第8 議会選第2号 村上市議会運営委員会委員の選任について

○議長（三田敏秋君） 続いて、日程第8、議会選第2号 村上市議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定によって、

尾形修平君	小杉武仁君
鈴木いせ子さん	河村幸雄君
姫路敏君	上村正朗君
佐藤憲昭君	富樫雅男君

以上8名の諸君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の諸君が議会運営委員会委員に選任をされました。

これから議会運営委員会の正副委員長互選のため暫時休憩といたします。

休憩中に、委員会条例第10条第1項の規定によって、議会運営委員会を第1委員会室に招集します。正副委員長が決まり次第、議長宛てに報告を願います。

それでは、休憩といたします。

午後 1時20分 休 憩

午後 1時46分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中、議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に尾形修平君、副委員長に佐藤憲昭君が当選された旨、議長宛てに当選報告書が提出されておりますので、報告をいたします。

委員長から就任の御挨拶を願います。

尾形修平君。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 今ほど開催されました議会運営委員会におきまして委員の皆様より御推挙いただき、再度委員長職を務めることといたしました。先ほどの副議長選挙で上村議員から述べられたように、議会改革を現在行っているところでありますが、議会運営委員会といたしましても20名の議員の皆さんの意見をよく聞いて、対議員、理事者というのではなくて、議会として理事者に今まで以上に意見書等の提出ができるようなスキームで議会運営ができればなというふうに思っておりますので、皆さんの格段の御協力よろしくお願いします。（拍手）

日程第9 議会選第3号 村上市議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議会選第3号 村上市議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りをします。議会広報特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定によって、

魚 野 ル ミ さん 菅 井 晋 一 君

川 村 敏 晴 君 佐 藤 憲 昭 君

野 村 美佐子 さん 富 樫 雅 男 君

以上6名の諸君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の諸君が議会広報特別委員会委員に選任されました。

これから議会広報特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩中に委員会条例第10条第1項の規定によって、議会広報特別委員会を第1委員会室に招集します。正副委員長が決まり次第、議長宛てに報告をお願いします。

それでは、休憩といたします。

午後 1時49分 休 憩

午後 2時08分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中、議会広報特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に魚野ルミさん、副委員長に野村美佐子さんが当選された旨、議長宛てに当選報告書が提出されておりますので、報告をいたします。

委員長から就任の御挨拶をお願いします。

魚野ルミさん。

〔議会広報特別委員長 魚野ルミ君登壇〕

○議会広報特別委員長（魚野ルミ君） 今ほど議会広報特別委員会の委員長を仰せつかりました魚野ルミです。この2年間、副委員長として多くのことを学ばせていただきました。議会だよりは、議会のことを知っていただくための大切な広報紙です。これまで学んだことを生かし、より分かりやすく、親しみを持って読んでもらえる紙面をつくっていきたいと思います。特に女性や若い世代の皆様にも議会を身近に感じ、読んでみたいと思ってもらえるような広報を目指したいと思います。委員の皆様と力を合わせて取り組んでまいります。今後とも御理解と御協力、そして御指導を賜りますようによろしく願いいたします。（拍手）

動議の提出

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 唐突なのですが、村上市上水道条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定についてを提案したいと動議いたします。

○議長（三田敏秋君） 賛成者はいらっしゃいますね。

〔賛成者挙手〕

○議長（三田敏秋君） ただいま姫路敏君から村上市上水道条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定についての動議が提出されました。

所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

直ちに議会運営委員会を開催し、本動議の取扱いについて御協議を願います。議会運営委員の方々は、議長室に御参集願います。

午後 2時11分 休 憩

午後 2時30分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、本動議の取扱いについて御協議をいただきましたので、議会運営委員長からその協議の結果について報告をお願いします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） それでは、動議に関する議会運営委員会からの報告をいたします。

ただいま議会運営委員会において、姫路敏議員から提出のありました村上市上水道条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定についての議案を審査いたしましたので、御報告を申し上げます。

当該議案は、会議規則第14条の定める所定の案を備え、所定の賛成者と共に書面により提出されております。また、議案の緊急性についても関連条例の施行日が迫っていることから、認められるものと意見が一致いたしております。

よって、議案提出には疑義がないという結論に至りましたことを御報告申し上げます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。この際、本動議を緊急事件と認め、日程に追加し、議題とすることに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、この際本動議を緊急事件と認め、日程に追加し、議題といたします。

追加日程第1 議員発議第4号 村上市上水道条例の一部を改正する条例等の一部を改正
する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 追加日程第1、議員発議第4号 村上市上水道条例の一部を改正する条例等
の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） お疲れのところ大変申し訳ございません。緊急なものですから、議員発議い
たしました。姫路敏でございます。議員発議第4号 村上市上水道条例の一部を改正する条例等
の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

今回上程いたしました条例は、第1条に村上市上水道条例、第2条に村上市簡易水道条例、第3
条に村上市下水道条例、第4条に村上市集落排水処理施設条例、第5条に村上市合併処理浄化槽設
置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例、この第1条から第5条までで、それぞ
れ施行日が本年の来月6月1日となっております。これらを令和9年6月1日に改めるものです。
条例の新旧対照表も添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

賛成者は富樫光七議員、提出者は私、姫路敏でございます。

それでは、議案の詳細について若干御説明を申し上げます。村上市は、昨年末に国からの臨時交
付金7億9,416万4,000円を活用して、村上市独自の物価高騰対策を実施しました。その使い道に関
しては、村上市が考え、予算編成をいたしましたが、その内容に反対するものではございません。
ただ、当時は残念なことに上下水道料金に物価高騰対策の支援が反映されなかったことに疑問を感
じておりました。くしくも本年2月末にアメリカのトランプ大統領がイラン攻撃を行って以来、中
東情勢が悪化して、日本への原油の輸入もままならなくなっております。その影響は、日本企業を
はじめ、日本国民、そして村上市にある事業所並びに村上市民の生活と経済に、物価高騰のあおり
を受けて、大きな打撃を与えております。

そんな中、村上市は本年6月から上水道を14.4%アップ、下水道に至っては34%アップの値上げ
をすることが既に条例で決まっております。私は、この条例の施行を1年先に延ばして、来年6月
からに変更することで物価高騰に苦しむ市民を救うことができると判断し、今回の条例改正案を上

程した次第でございます。議員各位の賛成をお願いいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

3番、野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君）　姫路議員に質問します。

私も市民の皆さんや事業者の皆さんとお話すると、本当に物価高を何とかしてほしい、本当に苦しくなった、そういう声をたくさん聞きます。ですので、公共料金の値上げ、上下水道の値上げをもし延ばすことができれば本当に助かるだろうなという思いはしております。その上で、もし6月1日からの値上げが行われた場合、この値上げによる増額分というのは金額としてはお幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　令和8年の4月21日の経済建設常任委員会で協議会が行われて、そこでの理事者側とのやり取りでは、上下水道課の説明によると上水道と簡易水道、いわゆる飲み水の会計では1億10万円、それで約1億円です。それと、下水道では2億150万円、約2億円となり、上下水道合わせて約3億円であると説明を受けております。

○議長（三田敏秋君）　野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君）　その額が事業者や市民の負担になるということで、赤字の解消ということも大きな問題なのですけれども、それで急がれるということは分かるのですが、実際に6月から値上げをするということで進んできたわけで、それが来年に延ばされるとかもしなかった場合、上下水道課の事務処理とか、それからその準備とか、そういうものは実際ここで変えて間に合うものなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　その件も4月21日の上下水道課の説明で、それまではというよりも現行でいう条例が6月1日から改正されるわけでございます。増額されるわけでございますので、その分に関してのタイムスケジュールの話はございました。それで、6月1日からしっかりと間違いなく上がる今段取りで全部進んでおりますと。そこで、私から上下水道課のほうに、もしこれが来年の6月1日からということになった場合どうなのだろうということになったらどういふことを言っていたかということ、上げたり下げたりすることが、例えば今上げるということだけでも相当なタイムスケジュールを組んで、段取りして、業者と契約した上でやっていっているけれども、これについて見れば、そのままであれば契約業者との契約を一旦見直した上でそのままの事務処理でいけばいいので、特段問題は今のところはないと。何かをいじらねばならないとかと。ただ、市民に対する周知は必要ですよねということでやりとりがございました。

○議長（三田敏秋君）　野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 最後に、確認なのですが、行政というのは大体年度で予算を決めて執行していると思うのですが、ここ年度がまたがる延期になるとするとちょっと難しいのかなという思いもするのですが、3月31日で切るという必要はないのでしょうか。たくさん延びれば、市民の皆さんはありがたいと思うのですが、行政のやり取りの上ではどうなのかってちょっと、6月でいいのかというのを思ったのですが、その点は。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 実を言うと、その件も上下水道課のほうからどうなのだろうと、延ばすのに来年の4月からのほうができないのかということでお話のやり取りがありました。その中では、なぜ6月1日なのかという部分なのですが、この辺雪降ったりするとメーター検針で大体の、確実な数字ではなくて、予定の大体このぐらいかという予想の数字を入れてメーター検針する場合が多くあると。そういうデータを基にしてやるというよりは、やはり6月1日というのはきちんとしたメーター検針も、もう雪もないし、できているので、そちらのほうがベストであるというような答弁もいただいております。したがって、私もちょっと考えたのですが、6月1日ではなくて、来年の4月1日からということも考えましたが、そういうやり取りの中で、ああ、やっぱりでは6月1日なのだねということでやりましたので、そういうふうにしてという話でした。

○3番（野村美佐子君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 私が質問したかったことを今野村議員のほうから質問がありました。今の答弁によると、約3億の財源不足が生じるということなのですが、その3億の財源不足に関してはどのように補填されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 3億円、ではどうするのかという部分なのでしょうけれども、私、今財政調整基金……27億か28億ございます。その財政調整基金を一般会計に入れて、その一般会計から上水道分で1億、下水道分で2億というふうな形で繰り出してやって、会計側は繰り入れてもらうと。会計が苦しいので、アップさせるわけですが、はっきり言って。その部分についてアップさせないと収入の部分が減りますので、それはこんなときの財政調整基金なのかなと、こういうふうに思っております。ただ、村上市も財政調整基金に至っては相当厳しい状況で進んでいるかと思うので、これは先にいって国のほうからまた第2弾の臨時交付金等々が発行されれば、それについてそれを充てることができるかどうかはちょっと分かりませんが、私も何とも言えませんが、議員の一人でしかないので、財政調整基金を活用して、まず取り合えずそこに入れ込むということがベストだろうと、こういうふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） その不足分の財源は財調からということでお聞きして理解しましたけれども、

そうすると今年度予定している上下水道事業に関しては何も削ることなく、当初の予算どおりで執行するという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 私は議員の一人ですので、予算をどういうふうに持ってくるかというのは、やっぱり理事者側の裁量にほかなりませんので、何とも言えませんけれども、取りあえず財政調整基金で各会計の減る部分をまず埋めて、そしてやっていくべきだろうと思っております。財政調整基金の使い方はそれぞれ考え方はあろうかと思いますが、まさに今物価高で苦しんでいる市民を目の前にして、6月1日からまた30%の下水道料金、上水道では14.4%ということになってくると、8月の支払いのときには相当な金額、全部で3億円ぐらい、要するに市民からもらわなければならないわけですので、そういうところを今こそ財政調整基金で穴埋めできればなと、こういうふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 最後になりますけれども、この件に関しては先ほど議員からもお話あったように、経済建設常任委員会のほうでかなり調査されたというふうに伺っていました。委員会のほうの審査の状況はいかがだったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） おっしゃるように、私経済建設常任委員会、今変わりましたが、その前の形の中で委員長に無理言いまして、何度か協議会を開いていただいて、そして上下水道課に来ていただいたり、市長においでいただいたりしながら何回か協議を繰り返して行って、全体の中では上下水道に限らず、全体的に物価高騰しているので、それらも含めて今後考えていかなければいけないよねという話はしておりましたが、具体的にではいつからどうだという部分、いわゆる6月からの条例の改正、具体的な話は出なかったし、また市長と常任委員長とのやり取りの中で私ら委員へ情報来たのは、ほかの部分でも対策を練っているし、まず上水道関係、いわゆる飲み水に関しては減免というような方向性も出てくるのかなという話も聞いているということは聞きましたが、それでは私のほうではそれを待っていなければいけないという状況がいつまでも続いては困るので、本来であれば経済建設常任委員会のメンバーが賛成者となって、発議するのが副委員長、委員長という形が一番ベストだったかもしれませんが、そこまで至っていなかったというか、ちょっと時間的に少し余裕がなかったかという形でございました。それでもって、私が提出者になって、内容の知り得ている富樫議員が経済建設常任委員だったので、そこで賛成者になってもらって、こういう形で今議員発議いたしました。

以上、そういう内容でございます。

○議長（三田敏秋君） 6番、菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） すみません。上下水道料金増額の先送りに当たりまして、上水道、それから

簡易水道の料金は市民全体に関わるものだと思います。ただ、下水道はそうではないので、合併浄化槽とか別な利用をしている方もあるので、不平等が生じないのかというような声も聞こえますが、姫路議員はどうお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 私もそういう声はちらっと聞きました。議会事務局長からもそういう話もあるねみたいなことも聞きました。私が思うにというか、下水道の料金アップを先延ばしする、いわゆる下水道使用者が限られているのだと。では、どのぐらいいるのかちょっと調査いたしました。それが、今ちょっとあれすると、村上市の令和7年4月1日現在で、令和7年の村上市の世帯数は2万2,061世帯、そのうち公共下水道と集落排水のいわゆる下水処理場を利用している世帯は1万6,756世帯で、全体の76%に上っております。その反面、下水道を利用していない世帯は合併処理浄化槽の1,063世帯と単独浄化槽の2,598世帯、そしてくみ取りの1,644世帯であり、これは5,305世帯で全体の24%になります、下水道を使っていない方々。不平等が生じるのではないかという言い方なのですが、この5,305世帯、24%の方々のことを示しているのかなと思いますが、下水道料金のアップを先延ばしにしても何ら恩恵がないから、この方々はでは置いていかれるのではないかということでの考え方だと思いますけれども、よく考えていただきたいのは、この24%の世帯の方々というのはもともとが下水道につないでいない、料金が発生していない方々です。ですから、下水道料金をそもそも最初から払ってはおりません。だから、下水道料金を払っている方々と目線を一緒にするというのは到底無理があるのかなと、こういうふうに思います。そもそも上水道と、あと下水道の会計は2つとも企業会計でございます。企業会計では、使用料金が収入の一部になり運営されておりますので、使用していない方々と平等性を保つのはいかななものかなと、こういうふうに思います。したがって、物価高騰の対策の一つとして上下水道料金のアップを1年先延ばすことは市民全体にとって相当な有意義であると、平等性もそこにはしっかりと存在しているという考えでよろしいのかなと、こういうふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 不平等にはならないというようなお話で、よく分かりました。この上下水道料金の1年先延ばしですけれども、これは市民の皆様にとってどう受け入れられるのか、姫路さんはどのようにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） これ私思うのですけれども、4月1日号で市報とともに6月1日から上がりますよという連絡は市報に挟まってきました、皆さんお分かりのとおり。どれだけの人がそれを分かっているのかという部分が逆に心配になるのですけれども、それをいえば8月の料金の支払い、これが来たときに、ええっ、何でこんな高いのということになるのかなと私は思っております。やっぱりそうならないためにも、ここで実を言うと市長に、村上市は上下水道の料金アップを本年6

月1日から始める予定でしたが、中東情勢に鑑みて収まらぬ物価高騰の折、市民生活が脅かされており、そんな中、家計で最も影響のある電気・ガス・灯油・水道の固定費が負担にならないように、今回予定していた上下水道料金の増額を1年先延ばしすることを決めました。この1年の間で何とか物価高騰の経済を市民皆様の各家庭で乗り切ってくださいと、こんなふうに訴えれば、何かの物価高騰の手当てをすとか、そういうことは要らないと思います。この一言がありがたく、私は市民生活を救うことになるのかなと、こういうふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 同じ会派に属しているわけなのですが、議員発議第4号提案についての質問を幾つか議案に対する理解を深めるために用意はしていましたが、ダブる部分もありますので、ダブらない部分について確認だけさせていただきたいと思います。

確かに物価高騰で市民生活は非常に大変だと思うのですが、施策としては様々な施策というのが考えられると思いますけれども、いろんな施策の中でも上下水道料金と、それと料金見直し時期を1年間延期すると、そういうところに着目して提案をした理由は何なのかということについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 物価高騰に対する様々な考え方、またいろんな観点から、昨年末はタクシー事業者緊急支援事業としてタクシー会社にタクシー1台当たり2万8,000円で、総額106万4,000円の支援も行っております。これは物価対策として。そして、総額1,540万円を投じて、令和3年度と令和6年度の比較で、いわゆる病院関係の経費の3分の1を市内の4病院に限って支援するというを行いました。これ実を言うと、どういうことかという、何で市内4病院だけなのって。医院は関係ないのかとか。これこそ不平等と言われれば不平等。それとあと、タクシー会社だけ、何で代行は、代行の方から言われました。何でタクシー会社だけなのって。いや、それは政策いろいろあるので、今はそういうタクシー会社なのだよというふうに私も聞かれたときには言っております。だから、そういうことというのはどうしても出てくるのです。先ほど下水道関係はつなげていない人にはという話ありましたけれども、下水道つなげている人は70%以上あるのです。全然不平等にならないし、金は全然最初から払っておりません、経費とかなんとかは。だから、そういう意味でいうとどこまでがそうなのか分かりません。私は、そういう意味でいうと、これはどうしても上下水道が一番ベストなのだという考え方で進ませていただきました。様々なありますが、一番水という概念の中で、やっぱり上下水道関係、この上げるのはずっと審議会で審議してきて、やっとそこまでたどり着いたものです。これ以上先延ばしはできない、分かっています。だから、1年という期限を設けて、同じ内容で来年の6月1日からやることでどれだけ市民生活を救うことができるのか、ここだと思うのです。これを私考えて、それで今回条例の発議といたしました。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 発議の内容については、私なりに理解できました。

最後の質問になりますけれども、5月11日付で経済建設常任委員会委員長から委員の皆様方宛てに出された文書の中で、物価高騰対策における市長の方針というような文書がありますが、その中で市として事業者においてもコロナ禍のように大変な状況であり、その支援策も併せて検討しているという一文がありますが、このことについてどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） それに関して見れば、私は、先ほども言いました、水という概念の中で上水道と下水道に焦点を合わせてアップさせる分をまず1年先延ばそうという試みで議案を上程しておりますが、様々なことを考えているというのは確かに私のほうでも委員長からの知らせで見ました。でも、私は思うのです。村上市独自で財源も不足しているところにもってきて、まだ国でもどうする、こうする、第2弾の臨時交付金はどうだなんていう話も出てこないのに、今ここで何々の物価高騰対策をするよといったってかなり厳しいと思うのです。ですから、それはほかの部分についての支援というのは、事業所等の支援も含めての支援は国のほうで決まってからしっかりと考えるべきなのではないかなと思っております。今は、お分かりのように、何かを誰かに、事業者、市民にあげてくださいとか、あげるというのは差し上げてくださいとか、何かを減免しなさいとか、そういうことをするという事ではないのです。一番シンプルな、6月1日から上げる予定だった上下水道の料金を1年間先延ばそうよと、ということなのです。その金額ですから……協議会でちょっとになりましたけれども、協議会でやり取りありました。経済建設常任委員会の協議会で上下水道課からの説明では、一般的な住まい、2人から3人世帯の家庭で口径13ミリ、20立方を使用した場合の増額料金、増える部分の料金は、上下水道料金合わせて1か月1,530円の増額と説明されました。1か月1,530円です。これを1年間に換算すると、一般的な家庭でこの1年で1万8,360円分が同じように使っていても増額されるということなのです。それと、もう一つは瀬波温泉の大きなホテル、もう言わぬでも分かると思いますけれども、そこでは何と1年間でこの増額分ですよ、700万弱、1か月に換算すれば50万円相当の下水道代が増えるということなのです。お分かりのように、物価高騰のために何かを何とか、こんなことをしなくてもいいのです。1年間先延ばすだけでも相当事業者も救われます。恐らく飲食業関係の方々も水代が相当高くなるのは分かっておると思います、そのうち。これが、負担が少なくなるというだけで相当なものがあるかと思っています。

私は、したがって現時点では水、上下水道の料金増額を1年間先延ばすという施策、まさにそれだけで十分だと思います。ほかのものは一切要りません。減免するとかなんとかといったって、これまた事務方も大変な作業に入ろうかと思っています。延ばせばいいのです。それだけです。事務方は、それが一番ベストだと思います。そういうことを考えて、私は今回発議として至ったわけです。皆さんいろいろとせっかく昨年の9月に決めたこのアップ、増額分、議会みんな、よし、やろう

かと決めたことなのですが、これは少し今の時点では見送って1年先延ばしたほうがいいのかと、
こういうふうに思います。これは、私だけの私見でなく、いろんな住民の方々にも私話聞いてきま
した。その中で、今回こういうふうに至っています。本来であれば、経済建設常任委員会の下で市
長とのやり取りをもっと時間があれば発議しなくてもやり取りで乗り越えられる部分もあったのか
もしれませんが、今回だけはもう時間もないし、それで私が提出した次第でございます。何とか皆
さん、御理解願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 賛成ですか、反対ですか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） それでは、賛成の討論。

4番、富樫光七君。

〔4番 富樫光七君登壇〕

○4番（富樫光七君） 新緑会、富樫光七です。姫路議員からの発議、村上市上水道条例の一部を改
正する条例等の一部を改正する条例制定についてに対する賛成討論を行います。

今国でも消費税減税等の審議中であります。また、ホルムズ海峡開放の見通しも見通せずに、市
民も、事業者も日々物価高騰に苦しんでおります。そんな国際情勢の中で、スピード感ある前向き
な朝令暮改も必要かと思うし、今まさにそのときであります。減少すると思われまして3億円余りの
財源については、財政調整基金のみならず、今後予定されています大型プロジェクト予算内容の見
直し等、行政と議会が共に知恵を絞り、汗を流して市民の負託に応えたいと思っております。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） ほかに賛成討論はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第4号をボタン式投票により採決をいたします。

それでは、投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、議員発議第4号は否決されました。

追加日程第2 閉会中の継続調査について

○議長（三田敏秋君） ここで、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定によって閉会中の継続調査の申出書が配付のとおり議長宛てに提出されております。

お諮りをいたします。この際、閉会中の継続調査についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、この際閉会中の継続調査についてを日程に追加いたします。

追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りをいたします。各委員会に関わる閉会中の継続調査については、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申出のとおり決定をいたしました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和8年第1回臨時会を閉会といたします。

皆様には長時間大変御苦労さまでございました。

午後 3時09分 閉 会